

北の自然

No.61

北海道自然保護連合

1999. 2. 15



夕張岳 1,450m 湿原・空知支庁設置による木道

士幌高原道路
道民意識調査結果に
対する見解

……及川 裕

ナキウサギ裁判と
時のアセス

……二井田高敏

松倉ダム建設は取り止め

……松尾 繁

伸びやかな空間の保全を

野幌森林公園休養園地区

……五十嵐敏文

大雪山を世界遺産に

'98大雪山フォーラム開催に思う

……関口 隆嗣

「道道士幌然別湖線の整備」に関する 「道民意識調査」から見えるもの

十勝自然保護協会

会 長 及 川 裕

北海道は、九八年七月「時のアクセスメント」の再評価作業の一環として、表記の調査を道民に発送し、九年十月集計結果をまとめ公表しました。(経費一千二百万円)

北海道は、「時のアクセス」について、諸々の事情で停滞している公共事業に、時間というものさしをあて白紙に戻して、現状に即した再評価をする、と言いつつ当初のスケジュールに反し「土幌高原道路」は、すでに二月になります但未だ有職者のヒアリングも資料・顔ぶれを公表していません。

そういつたなかで行なわれた「道民意識調査」は、かねてから設問作成に私たちの意見を反映させること、事業推進に汲汲としていた建設部のみの調査は公平性を欠くこと、事前に設問内容を公開することなど道交渉の場で強く要求していました。(土幌町は集計結果公表後に設問に問題ありとして、文句を言ったのと大きな相違)

しかし、北海道は、私達の要求を無視し、調査を強行、結果を十月にアクセス中間報告として公表し、やっとなアンケートの中身を明らかにしたのです。

その間土幌町は、町独自の非民主

的な推進誘導の町民意識調査を行なうなど住民意識操作をしましたが、私達と北海道自然保護連合は、然別湖周辺の自然の重要さを解説したり一フレットを土幌町本町に全戸配付し正しい知識を拡げる活動をしました。

また、十勝自然保護協会は、会から、送付されたアンケートを入手し、設問内容がごとごとく推進誘導的であり、この地域の自然の核心にふれず、争点も明らかにしないなど、「始めに道路ありき」の意識調査であることを具体的に指摘し、知事、政策室長、建設部長宛に質問書を八月七日提出しました。

これに対し八月三十一日付で知事名で届いた回答は、調査の中立性を保つ観点から内容を公表しない、推進側にある職員の意識改革もねらい、「検討チーム」や政策室等と連携を十分図り取り組んでいるのでご理解を、という的はずれたものでした。

このように「時のアクセス」の最大の問題をはらんだ土幌高原道路が、どのように検討されようとしているのか、さっぱり国民に明らかにされない事に對し、私達三者協議会(北海道自然保護協会、十勝自然保護協会、北海道自然保護連合)は九月八日「道民意識調査」の設問内容も、

道路建設を前提としたものばかりが目立ち、第三者の立場から客観的に「立ち止まって考える」姿勢がいささかも感じられないとして、北海道に対し政策室が主導で、道路に関わる基本問題を客観的、徹底的に検証し、その過程も含めて根拠理由を公表し、行政の説明責任をはたすことなど四項目をあげ、これについて十項目の詳細な説明を付して要望書を提出しました。

これを受け、初めて対応した西村副知事は「このように理詰めで言われると反論の余地はない」「ヒアリングについても、みなさんにご相談します」と明言されました。

ところが、現地を熟知しているという副知事に、風穴、ナキウサギ、藜苔類について尋ねた質問に対し「まったく知らない、見ていない」との答えだったのでした。

あくまでも土幌高原道路問題の結論は、われわれの案内で現地見分のうえ出すように迫ったことには、回答を避けたのです。そして足しげく訪れる四町の推進陳情代表小川元町長が求めた現地視察には「視察は行いたい。時のアクセスは中止が前提ではないが、中止もありうる。そこをきたさない判断をしたい」と西村副

知事は十一月三十日答えた。と十二月一日北海道新聞は報じている。

この差別、この不公平さを私達は
どう理解すればよいのか？

十一月二十六日北海道が公表した「道民意識調査結果」について、十勝自然保護協会は十二月七日総体的に、旧土木部の「自然にやさしい道づくり」に添った設問が多く、然別湖周辺自然の重要事項を省き問題を回避し、不必要な設問などで視点が定まらず、推進誘導に偏った内容であったにも関わらず、推進に対する否定的な面が多分に示されたことを重く受け止めるべきである。と見解を北海道と報道各社に送りました。

今後示された北海道の整合性のない態度と、「時のアセス」に対する検討チームの真意を、道交渉の現場をはじめ、あらゆる機会に厳しく指摘追及しなければなりません。



報告する及川氏

報道月報

1998年10月16日

環境庁長官 真鍋 賢二 様

北海道自然保護連合
代表 稲田 孝治

大雪山国立公園内土幌高原ヌブカの里の銅像建立について

10月9日の朝日新聞は、土幌町や農協幹部が大雪山国立公園内に銅像三体を自然公園法に違反して設置していたことを報じました。この報道によれば、像の設置者「寛勇芳士をたたえる会」としては「おわび」、北海道としては「厳重注意」で済ませ、像の撤去処分はしないと伝えられていますが、いかに「住民感情」に配慮した措置とはいえ、このような違反行為を黙認することは不当です。私たちは、この問題を国立公園の適正な保護と利用に努めるべき自然公園法「買収違反」(第2条2)としてとらえ、十勝町の態度と北海道の措置に抗議するものです。環境庁としては、この違反事実と北海道の措置に対して、どのようにお考えか、ご回答をお願いいたします。

(着信後14日以内に回答を下さるようお願いいたします。)

付記

問題の銅像は公園区域外の農業振興の一環として建立されたものであり、大雪山国立公園の保護及び利用とはなんの関係もありません。この銅像は国立公園利用者にも異様な感じを与え、風致上の支障が大きく、本来この場所にあるべきものではないので、自然公園法違反が明らかになったのであれば、原状回復を命ずるのが当然です。

現に、大雪山国立公園内では、1998年6月宮野温泉奥地において、この銅像よりも風致上の支障が小さく、しかも国立公園利用に密接に関係する「野天風呂」が、わずかな構造物すら問題にされこれを撤去し原状回復を行った事例があります。この事例と比較すれば、片手落ちと言わざるをえません。

大雪山国立公園(土幌高原ヌブカの里)に無許可で建立された、故太田寛一氏ら三体の銅像(1976年一体、1987年二体)



【「道道土幌別湖湖の整備」に関する「道民意識調査結果」】に対する見解

1998. 12. 7. 十勝自然保護協会

【はじめに】

当会は、調査票が発送された時点で、調査の方法や設問内容に対する見解を先に発表しました。その見解の主旨は次の通りである。

総体的に、旧土木部の「自然にやさしい道づくり」に添った設問が多いが、重要事項を省き問題点を回避したり、問う必要のない設問があったり視点がぼやけて定まらぬ。考えさせるための材料提供にかけ、推進誘導に偏ったものとなっている。

さて、11月26日北海道が公表した「道民意識調査結果」について分析の上、こに見解を発表する。

【見解】

三地域の落差はあるが、総体的に推進誘導に偏った設問であったにもかかわらず、推進に対する否定的な面が多分に示されたことを重く受け止めるべきである。

1. 地域の自然を貴重な財産として重く意識しており、自然環境への影響に対する関心が深いことを重視すべきである。
2. 地元3町ですら経済効果については否定的である。
3. 特に、十勝圏では、活性化への期待が否定的である。
4. 故に土幌高原道路建設は、白紙撤回すべきことが民意として明白である。

以上

ナキウサギ裁判と

時のアセス

ナキウサギ裁判原告
(室蘭岳の自然を守る会)

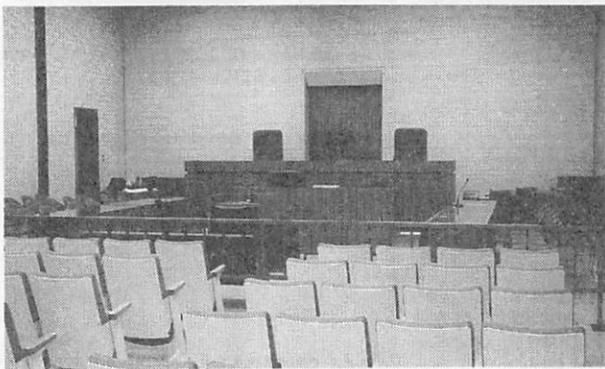
二井田 高 敏

ナキウサギ裁判が始まって二年が過ぎた裁判の進行状況は、「こんなものか」と十一回の口頭弁論を数えやると分かるようになった。自分の予想ではやっと半分経過であと二・三年かかりそうな気がする。毎回の口頭弁論も十分から三十分、長いので一時間ちよつとで、原告席で聞いている私でさえ分からないのが半分以上であった。

毎回傍聴にきている人から、傍聴席ではほとんど聞こえないし、何がなんだかさっぱり分らないとの声に、自分も二度ほど傍聴席に座って聞いて見た、なるほど聞きにくい、裁判官と弁護士が前のほうで何かコチョコチョやっているとしか見えない。裁判所に電話して聞いて見た「裁判を公開しているのだから傍聴席にも配慮し、マイクがあるのだから聞かせるようにしてほしい」。裁判所の答えは「マイクは傍聴席のためでなく録音するためにある」…これで開かれた裁判ではなく公開の意味がない。

まだ証人喚問にも入れないジレンマの中で、次回裁判が一月予定が二月にずれ込んだ、今までもそうだが二カ月に一回の公判の日取りが、裁判官と双方の弁護士それぞれの都合

で決められている。この二年間、被告側の弁護士はさすが北海道の顧問弁護士だけあつてしたたかである。最初から「まだ確定していない道路」として貫いている。我々の訴えは「的はずれ」と言う考えだ。書面による意見陳述のみで口答による弁護側への反論等はない。



札幌地裁 5号法廷

原告の一人として何時も感じるのだが、刑事裁判のように証拠集めに時間がかかるとか慎重審議を必要とするのではなく(誤解を招きそうだが)

が)日本ではまだ馴染みが薄い「生物多様性条約」の国際条約に反しているかいないかの争いなのだ。セッカチな私としてはスピード時代の現代、裁判も集中審議をして早くできないものかと思う。弁護団長の市川弁護士は「全国の自然保護裁判に比較して驚くほどのスピードで進行しています」と言っている。

この裁判で「生物多様性条約」違反と仮に判決が下されれば日本の自然保護運動に大きな力が加わるのは間違いない全国で注目されている裁判である。

もう一つの大きな問題、「時のアセス」は今、山場にきている。対象になった事業、当初六事業から十一事業へと増えたがほとんどが見送られ中止となった。最後に残ったのが問題の「土幌高原道路」なのだ。私の偏見で言うところ「時のアセス」と言う最終決着(今年三月)を迎えた時建設を推進するためのお墨付きを得ようと環境庁の付帯事項の調査もし「道民意識調査」をして世論の了解を得、反対派を振り伏せようと強気だと思っていたが、意識調査の結果は予期せぬ住民の冷静な判断で道側には有利な結果にはならなかった。

ましてや土幌町が度重なる陳情攻勢・住民決起集会で、地元の悲願と訴えていたのが崩れたのであるが、十一月の末土幌町々選挙で新人二人が立候補し片方が「土幌高原道路」建設反対を訴えたためにマスコミに

「土幌高原道路」建設が争点のように報道され、結局、建設促進を訴えた候補が大差で当選し、あきらめかけていた推進派に又勢いを付ける事になった。三十日には道議会・道庁と陳情に向いている、しかしこの陳情は農業関係十二団体で「土幌高原道路」とは無関係である。たとえこの道路ができて農道のような輸送道路にも役立たない道路なのだ。当初の目的だった山火事防止がトンネル案で消えたら、一八〇度転換して、地域振興“になった。

今年三月の公表までは様々な見方で、それぞれが勝手に予想するだろうが最後に予定しているヒアリング(二月)を参考にして道は決断するのだと考える。

そもそも二十数年に亘って難航した問題を何故「時のアセス」での決審を経ねばならなかったのかを考え、とみるとそれはとても簡単で、公共事業に依存して来た北海道が次々と開発計画をうちだし、今までは開発

反対派には耳も傾けなかった、しかし近年、地球環境を考える世界的な波にわが国も無視できなくなると同時に北海道の大切な自然を保護しようとする世論のみ直して、開発には慎重にならざるを得なくなった。



道庁交渉・初めての副知事交渉(9/21)

自然を乱開発から守る基準の“物差し”として示した事は評価すべきだろうと思う。しかしこの“物差し”を尻尾屈を付け、曲げて使われたり開発か保全かの線引きの基本にされるのは防がなければならない。残念ながらその実例が争点の「土幌高原道路」建設問題である。

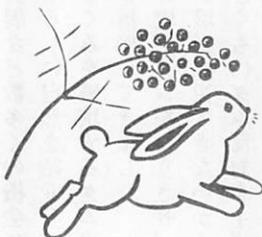
九月に初めての副知事との交渉でも「指針」を盾にした我々の意見には「皆さんの要望は十分知っており理論的には反論できない、皆さんのおっしゃる通りです」「しかし、推進派の陳情攻勢もはげしく、苦しんでいる」と双方に良い顔をしている。

十一月二十六日の十一回口頭弁論でも、裁判長が被告道側に、「時のアセス」の動向が裁判を左右する事はないが原告が「時のアセス」の進行状況の報告を求めているのだから報告をするようにと促している。今年の三月に道が発表する「時のアセス」の決審を裁判官も注目していることは確かだ。我々反対派は当然“中止”と発表されると思うが、もし建設にゴーサインが下されるのなら、政治決着“しか残された道はない。万が一建設決定となっても、自然保護に十分に配慮し自然と共存を……など今までの様な言い訳は聞

きたくない。はつきりと「不況対策のため仕事をさせて頂きます」と言われたほうがまだ諦めもつく。今年三月の決定が今後の自然保護運動を大きく左右することは間違いない。



大通公園で署名活動



松倉ダム建設は取り止め

函館・松倉川を考える会
(南北海道自然保護協会)

代表 松 尾 繁

報道でご承知のように、十月二十六日の北海道建設部部長の発表に続き、三十日には堀北海道知事が松倉ダム建設の計画を中止すると公表しました。函館・松倉川を考える会(以下「考える会」)は、この知事裁定を妥当であると評価しています。なぜなら、函館市の水需要と松倉川の治水を根本的に解決するためには、まず「ダムありき」ではなく、多角的に自由に論議することが大切であり、知事裁定はその出発点に立つことを可能にしたからです。

経過の概略と今後の問題点について、知事裁定に触れられている三つの理由に即して述べておきます。

①函館市の給水計画に緊急性が無い……市水道局は減少傾向が一貫して続き、現在二十九万三千人の人口が突然増加に転じて、平成十七年に三十一万五千人、平成二十七年に三十二万人になると何の根拠もなく予想し、したがって水不足をきたす恐れがあるとしました。つまり、ありもしない人口増加を理由とする利水のための松倉ダム必要論は論理的に破綻し、これが「函館市の給水計画に緊急性がない」とする知事裁定の理由の一つです。

「考える会」は、現在毎年一日最

大給水量に二、三万トン/日の余裕がある給水能力(十五万四千トン/日)で、水需要を将来にわたって満たすための利水体系が政策として打ち出されるべきと考えています。これは限りある水資源を自然と折り合いをつけて、永続的に利用できる政策的体系を見出すことです。なぜなら、水需要の増加を強調するのみで、手をこまねいて増加傾向を放置する一方、水資源はダム開発をすればよいとする極めて安易な考えは、一時しのぎの対策でしかなく、特にダム建設地がほとんどない函館市ではそのあと必ず大きな苦しみを味わうことになるからです。麻薬で現在をしのぎ、ツケを後世に回すだけです。節水や雨水利用、その他考えられるあらゆる手段を講じて水需要を抑える、そのために市民が払う努力も当然求められています。問題は有限な水資源をどのように利用し、いつ自然と折り合いをつけようとしているのか、市行政の進もうとする方向が全く見えてこないことです。

「考える会」でも、スライド映



河口から12km上流、ハルニレ林の早春を流れる松倉川

写会や写真展など数多くの機会に松倉川の素晴らしい自然を紹介し、その自然のしくみを破壊するダムのマインナスを指摘してきました。しかし、自然環境とダムを対立させ、自然環境の破壊が無視できないからといってやむくもにダム反対を主張してきたわけではありません。自然のしくみの中で利水と治水を考えなければ根本的な解決策は出てきません。したがって結果的にそれが自然環境の保全につながるわけで、「考える会」が終始問いかけてきたのは、松倉ダムが利水と治水にどのような役立ち、ダムでなければならぬ必

然性がどこにあるのか、ということでした。だから「考える会」に対して、「ダム反対の自然保護派（？）は、洪水被害の責任がとれるのか」という指摘は意識的かどうかは別にして全くの的はずれな論理のすりかえです。

③治水対策に代替性がある……この三つめの理由は、実は「代替性がある」のではなく、「代替性で考えなければならぬ」と言うべきでした。

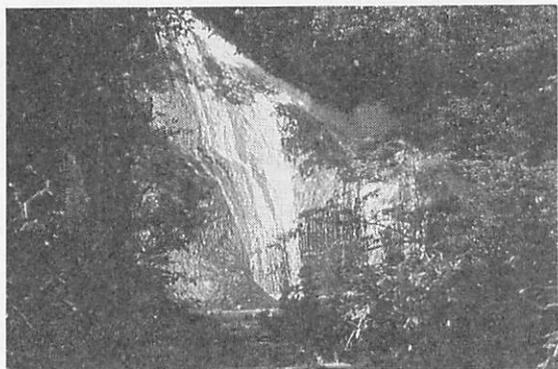
道は治水は松倉川水系（本川と六つの支川）全体で考えなければならぬと思えます。しかし、過去の洪水被害の切身は川によって異なるにもかかわらず、それを何も検討しないまま全川拡幅や全川遊水池という結果と手段を混同して対策までも画一的に打ち出し、結局ダム案が最も安上がりとなりました。この無謀で硬直した発想に危うさを感じていません。なぜなら一〇〇年確率の大雨を予想した机上計算の基本高水量と計画高水量からは、ダムとこれまでの洪水被害との因果関係は分からず、内水はん乱を含む人災的洪水被害はダムで防ぐことができないからです。

当初の松倉ダム案とは、本川上流にダムを建設して支川合流地点の水位を下げ、支川の洪水をスムーズに合流させるというものでした。ところが昨年十一月に突然出された治水ダム案は「分水路十ダム」案です。六つの支川をトンネルで結び、一〇〇年確率の支川の洪水を松倉川本川に転流させるものです。まさに一番大きな七つめの支川、「トンネル川」をつくって、本川に洪水を集める「集水路」案です。その結果本川があふれるので「トンネル川」合流点の上手にダムが必要というわけです。トンネルで結び合う支川どうしても、結び方をどうするかは考えられていません。各支川とも洪水を流下させる能力はないわけですから、トンネルの結び地点では、川の拡幅、遊水池や小さなダムなど貯留施設が必ず必要となります。

「分水路十ダム」案は、ダムの機能や欠点が問題になるばかりでなく、分水路による新たな洪水被害の恐れが出てくるわけで、まさしく洪水被害を拡散増幅させる案である気がします。

「考える会」は手順の第一歩として、これまでの洪水被害の原因を明らかにし、これに対応する対策を立

てることが短期的な施策として早急に必要と考えます。一〇〇年確率の大雨に対する長期的対策（短期的対策に対しても極めて重要です）には、五十年前と比較して、なぜこれだけ雨水が集中し、短時間に各河川に流れ込むようになったか、その分析が重要であると考えます。その結果は、各支川の宅地化による雨水の集中化を防ぐ対策、とりわけ松倉川本川では森林の再生と二十四kmの松倉川に對して、その三倍もの長さをもつ側溝を伴う林道の修復が早急に検討されねばならないでしょう。



河口から16km上流、ブナ林の中から本流に落下する白滝

ならず、上に述べたような短・長期的対策を組み合わせて立てることこそが真の治水対策となります。具体的手法については紙幅に余裕がなく、また、「出発点」に立ってこれから議論すればいいわけですから、ここで詳細は述べませんが、いずれにしても北海道新聞社説（十月二十七日）が正しく指摘するように、松倉川水系の治水はダムに頼らない複合的な対策を進めていくべきなのです。

「考える会」は、水不足の心配や洪水被害の現実を避けて、ダムより環境保全と主張しているわけではありません。ダムは新たな問題を現実にも、後世にもひき起こして、しかも決して根本的な解決策にはならないのです。これに替わる施策がどうしても必要であるという考え方をとらなければ、問題は解決されないまま、結果的に破壊された自然だけが残ることを憂慮しています。ダム先進国アメリカで、すでにその兆候を見ることができません。

いずれにしても、松倉ダム建設が中止となったことは、これから市民と行政が「ダムありき」ではなく、自由に議論して対策を考え出すことができる道を開いたという意味で評価できます。

伸びやかな空間の保全を

～野幌森林公園休養園地区～

江別市 森・草原・オオジシキ

代表 五十嵐 敏文

「ズビヤーク、ズビヤーク、ザザッザー」北海道に春の到来を告げるオオジシキである。オオジシキは、日本とオーストラリアの約一万二千kmを渡る鳥であり、日豪渡り鳥協定で保護の対象とされ、環境庁のレッドデータブックでは希少種である。

このオオジシキが繁殖のため野幌森林公園休養園地区に渡ってくる。

同地区は、原生林であったところを戦後の食糧増産のために開拓され、野幌森林公園が道立自然公園に指定された際に施設用地として道に買い上げられた農耕地跡地である。

昔は、この公園内の他の農耕地跡地にもオオジシキが繁殖していたようである。

元森林公園管理部長の野村悟郎氏（故人）は、次のように述べている。「公園の中央を細長く占拠し森林をふたつに別けている場所は、植林して周囲の森とつりあつた林にすることにしました。」

オオジシキたちは、この森林にもどす予定の場所に住みつきました。中略。平たんな、いちめん雑草におおわれた荒地はオオジシキの絶好の繁殖地になります。さかりのころには、いくつものカップルが営巣していて、この鳥を野幌森林公園の名物

のひとつにして良いとまで思っていました。」（ふるさとの自然No.30）

植林した農耕地跡地は林となり、名物になりそこねたオオジシキの姿はない。しかし、三十年整備されずにきた休養園地区でオオジシキは現在も繁殖している。

道は、九六年四月に「休養園地区整備計画」を発表・推進中である。

この計画は六三・五haに埋蔵文化財センターの建設と自然史ふれあい交流館・たぐさんの散策路・広場・駐車場を整備するふたつの計画からなる。

埋蔵文化財センターは、小学校を半分囲むようにして建設される等問題が多い。

「環境教育」とか「こころの教育」が言われる昨今、常識では考えられない事業である。

この建設を知事が承認し、あきれたことに北海道教育委員会が強行している。

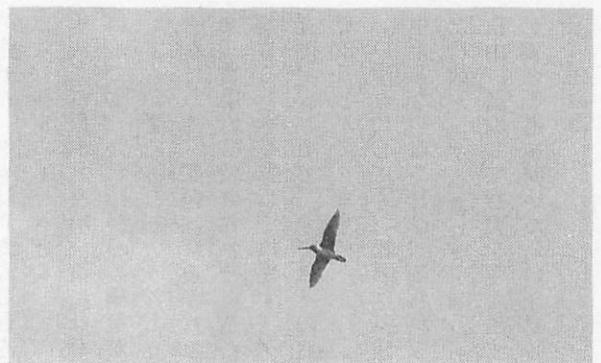
一部の大人たちが三十億円の事業のために小学校児童の自然環境を破壊し、喰いものにしてよいはずがない。

芥川賞作家の加藤幸子さんは現地を視察し、「環境教育も自然保護も文化の問題、このような計画をすす

める行政は文化度が低い」と怒っていた。

一方、交流館建設等の整備計画は、今年三月予算も付き行政側の手続きは完了した。しかし、賛成・推進が多数とする道側の主張（内部資料）は住民の九十一％がこの計画を知らなかつたとするボクたちの実施した意識調査の結果とギャップがありすぎる。同調査で住民の一〇〇％が「説明が必要」と回答、これに基づき道に要望書を出した。

これまでに「住民の要望」とされてきたのは、「大麻まちづくり協議会」



休養園地区をディスプレイするオオジシキ

「自治会連合会」の一部役員による擬制の要望にすぎない。

このためか、北海道は予算措置完了後、異例の住民説明会を開催した。

道はこの説明会（六月三十日）で近隣住民の意見を聞いたとし、これ

に基づき説明会（八月十八日）で駐車場・広場・たぐさんの散策路を取りやめる大幅な修正案（当初案から

二回目）を提示した。

再度の説明会は一時間半ほどの質疑応答があっただけ。道は時間切れ

を理由に、出席した環境室長の「やらせて頂きます」旨の発言をもって、怒号の中、強引に幕引きをした。

道の全く異例の措置は評価に値する。しかし、ボクたちは道の性急な譲歩を求めているのではなく、話し

合いの場を求めている。

いまや、「地球規模で考え、地域から行動を」と言われる。約三十年

を経過した農耕跡地が、「それ自身の成る力」でオオジシギをはじめ一

〇五種の鳥たちが観察される草原性の生態系となっている。この草原で

は森林内とは違う伸びやかな空間を体験できるのだ。このような自然公

園の一角に建物や新たな歩道を作り、自然を貧しくする必要などない

ひとは、そこに立ち入ることで生物たちの生活を乱しながら、より生き生きとした自然を楽しみたいと主張していないか。この計画は自然を利用するにあたり、人間の利用度が高すぎる。

道はこの空間の利用にあたり、自然公園法の枠組みに囚われず、この自然を大切に思う住民との対話を続けるべきである。

98年8月18日の修正案



第2回 高山植物盗掘防止のための全道シンポジウム

昨年の第1回シンポは、全道的な市民団体ネットワークの結成など盗掘防止の取組開始の契機になりました。あれから1年、道内の盗掘実態、各地の取組動向などについてともに学び、幅広い関係者の討議により取組を拡大する“新たな契機”にしたいと思えます。

日 時：2月28日（日） 午前10時～午後4時

会 場：かでの2・7 ホール（札幌市中央区北2西7）

内 容：基調講演（文化庁 池田啓さん）、緊急報告「北海道の盗掘レポート」、各地の取組紹介（大千軒岳、西別岳、早池峰山など）、パネルディスカッション（行政機関 山岳団体や山草会の代表を交えて）、スライド&トーク（梅沢俊さん）

参加費：1,000円（資料代含む）

主 催：北海道高山植物盗掘防止ネットワーク委員会

申し込み：自然ウオッチングセンター（TEL/FAX 011-736-3165）へ、葉書またはFAXで。その際、①所属団体またはお住まいの市町村名、②ご氏名、③電話番号を記して下さい。

大雪山を世界遺産に

～'98大雪山フォーラム開催に思う～

大雪と石狩の自然を守る会

関 口 隆 嗣

去る十月二十五日(日)、「大雪と石狩の自然を守る会」主催、「大雪山国立公園研究者ネットワーク」共催による大雪山フォーラム「大雪山を世界遺産に」が開催された。

一部は記念講演「日本の山・その魅力と価値」—世界の中から見た大雪山—と基調講演「世界遺産条約の意義と課題」—白神山地から考える—。

二部はシンポジウム「大雪山の世界自然遺産登録を考える」の一日二本立て。

会場スケジュール(出演者も含めて)の都合で一部、二部が別会場となつてしまい参加者の方々にはいささか不便をかけることに心配もされたが、さすがに大雪山への関心は高く世界遺産登録という問題提起とも合わせて、二部とも規定の座席数を越えることとなり、主催する側として大きなテーマであっただけに、胸を撫で下ろしているところ。

第一部、小泉さんの講演から、大雪山や日本の山は世界の山々の常識(定説)があてはまらない特殊性に富んでいることが明らかにされそれが魅力であることがわかった。

牧田さんの話からは、白神山地と大雪山はあまりにも相違点が多く、

世界遺産登録を考える場合、白神山地の例はそのままあてはめて考えられないこともわかった。

第二部、シンポジウムでは魅力と価値について大雪山は原生的で多様な環境を残し世界遺産の価値は充分。登録を考える上で住民意識の熟度の低さ。法律の面から現在すでに五つの網がかけられており単に六つ目の網に終わらせないように。保護管理上いくつもの行政機関がかかわる縦割り行政の問題。高山植物や高山蝶の盗掘・盗採の問題。登山者の増加による自然の荒廃やし尿の問題。高山帯だけではなくそれを支える森林帯も含めるなどの指摘がなされた。

会場からも声があり、何をどのよう保全しようというのか。観光や産業への影響はなどさまざまな問題が浮き彫りにされた。—(記録集編纂の予定)—

自然講演や優れた環境を後世に残すべく守ろうとする時、欧米とはそもそも公園のあり方が違うとはいえ、その利用には大型の開発が伴うことが多く、それに対し市民の運動はあまりにも報われにくいのが現状のように思う。いくつもの法律や規制が既にあっても新たな法律が作ら

れ条件さえ揃えば、いとも簡単に規制が解除されているのではないか。

九五年、日本自然保護協会は白神山地と屋久島の世界遺産登録にあたって次のように分析している。①自然保護問題を解決するために世界遺産登録を使うことは、地域社会と行政が強い開発意欲を持ち続けている間は強力な手段として役立つことはない。—後半略—と②で—前半略—世界遺産登録をすることで国際的に認められた自然であることの自覚を促して「永遠の保護」を図ることを意図できる。としているように日本での自然保護運動も他のさまざまな問題がそうであるように、国際的な目(外圧)が国内法の機能をより効果的に高めることにならないか。温暖化を取り上げるまでもなく今や環境問題が地球規模であり、一国や一地域では解決できないというのが世界の共通認識だと思ふからだ。

この度のフォーラムは「守る会」創立二十五周年記念事業として企画されたもので「守る会」誕生のきっかけが山岳道路開発問題であったことを思えば時宜を得た相応しいテーマではなかったかと思う。

大雪縦貫道開発計画が一般に明らかになったのは七一年。原生的自然

＝編集後記＝

- ◆「試される大地」は開発優先からの脱却にあると言えます。
- ◆手をつなぐNGOの役割が本誌に求められています。

北の自然 No. 61
99年2月15日発行
発行 北海道自然保護団体連合
事務局 札幌市南区川沿十条三十二番二
小山健二方
TEL 011-572-2120・69
発行人 稲田 孝治
編集 佐藤与志松
水尾 君尾
印刷 林オートプリント
賛助会費 年間三、〇〇〇円
郵便振替 〇二七一〇一五―四〇七一

「士幌高原道路と 21世紀の国立公園」

第1部 「大雪山の魅力と稼ぎ方」

講師 梅沢 俊さん(写真家)

第2部 フォーラム「士幌高原道路と21世紀の

国立公園を考える」

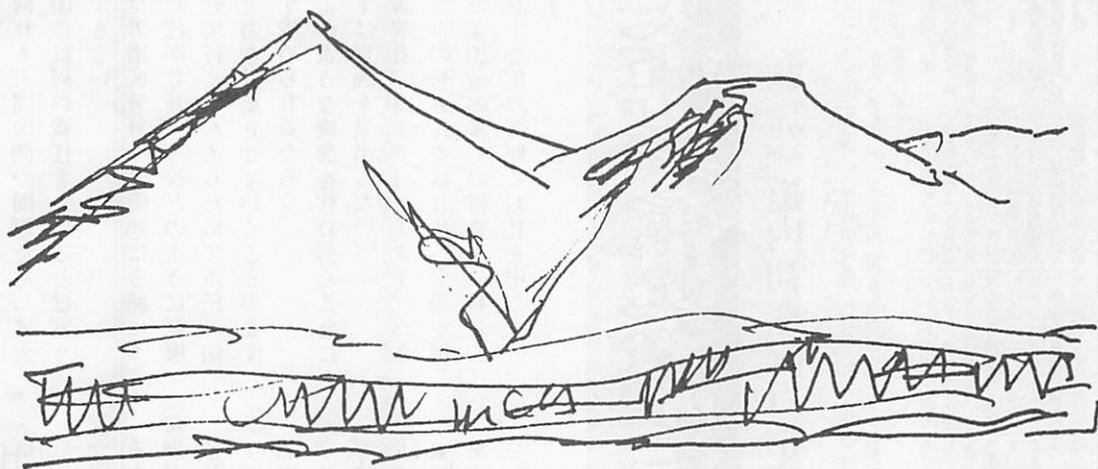
司会 石城謙吉さん(北大名誉教授)
パネラー 依 浩三さん(専修大学北海道短期大学教授)
寺島一男さん(大雪と石狩の自然を守る会代表)
梅沢 俊さん(写真家)
及川 裕さん(十勝自然保護協会会長)
小島 望さん(帯広畜産大学 ナキウサギ研究者)

期日 2月20日(土) 午後6時30分開会～9時10分

場所 帯広とちちプラザ視聴覚室

参加 無料

主催 十勝自然保護協会・北海道自然保護協会・北海道自然保護連合(共催)



秀岳荘

営業時間/A.M.10:00～P.M.7:00

定休日/毎週月曜日

札幌本店 札幌市北区北12条西3丁目 ☎(011)726-1235
白石店 札幌市白石区本通り1丁目南 ☎(011)860-1111
旭川店 旭川市忠和5条4丁目 ☎(0166)61-1930

(専用駐車場完備)